

新宿区教育委員会会議録

令和元年第9回臨時会

令和元年8月28日

新宿区教育委員会

令和元年第9回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和元年8月28日(水)

開会 午後 3時30分

閉会 午後 5時26分

場 所 新宿区役所第一分庁舎7階会議室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	今 野 雅 裕	委 員	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中央図書館長	佐 藤 之 哉
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	菊 島 茂 雄
統括指導主事	坂 元 竜 二		

書記

教育調整課 主 査	平 明 生	教育調整課 管 理 係	勝 山 雄 太
--------------	-------	----------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第 1 第 28 号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
(案)に関する意見について
- 日程第 2 第 29 号議案 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)  
に関する意見について
- 日程第 3 第 30 号議案 新宿区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例(案)に関する意見について
- 日程第 4 第 31 号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
(案)に関する意見について
- 日程第 5 第 32 号議案 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例(案)に関する意見について
- 日程第 6 第 33 号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(案)に関する意見について
- 日程第 7 第 34 号議案 新宿区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例(案)  
に関する意見について
- 日程第 8 第 35 号議案 新宿区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例(案)  
に関する意見について
- 日程第 9 第 36 号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一  
部を改正する条例(案)に関する意見について
- 日程第 10 第 37 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正につい  
て
- 日程第 11 第 38 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条  
例の一部改正について
- 日程第 12 第 39 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則
- 日程第 13 第 40 号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正  
する規則
- 日程第 14 第 41 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正  
する規則

- 日程第 1 5 第 4 2 号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 6 第 4 3 号議案 新宿区会計年度任用講師の任用等に関する規則
- 日程第 1 7 第 4 4 号議案 新宿区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 8 第 4 5 号議案 新宿区教育研究調査員設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 9 第 4 6 号議案 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 0 第 4 7 号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第 2 1 第 4 8 号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 2 第 4 9 号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第 4 号）（案）に関する意見について
- 日程第 2 3 第 5 0 号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第 5 号）（案）に関する意見について

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和元年新宿区教育委員会第9回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、今野委員にお願いいたします。

---

- ◎ 第28号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第29号議案 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第30号議案 新宿区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第31号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第32号議案 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第33号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第34号議案 新宿区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第35号議案 新宿区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第36号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第37号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- ◎ 第38号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- ◎ 第39号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- ◎ 第40号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第41号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第42号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第43号議案 新宿区会計年度任用講師の任用等に関する規則
- ◎ 第44号議案 新宿区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第45号議案 新宿区教育研究調査員設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第46号議案 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第47号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について
- ◎ 第48号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第49号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する意見について
- ◎ 第50号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第5号）（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第28号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第29号議案 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第30号議案 新宿区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第4 第31号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第5 第32号議案 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第6 第33号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第7 第34号議案 新宿区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第8 第35号議案 新宿区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第9 第36号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見

について」、「日程第10 第37号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第11 第38号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」、「日程第12 第39号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第13 第40号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第14 第41号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第15 第42号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第16 第43号議案 新宿区会計年度任用講師の任用等に関する規則」、「日程第17 第44号議案 新宿区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第18 第45号議案 新宿区教育研究調査員設置等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第19 第46号議案 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第20 第47号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について」、「日程第21 第48号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第22 第49号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第4号）（案）に関する意見について」、「日程第23 第50号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第5号）（案）に関する意見について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず第28号議案から第46号議案について一括して説明を受け、審議するものとします。

次に、第47号議案及び第48号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

最後に、第49号議案及び第50号議案について1件ずつ説明を受け、審議を行うものとします。

ここで皆様にお諮りします。

第49号議案及び第50号議案は令和元年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第49号議案及び第50号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 御異議ございませんでしたので、第49号議案及び第50号議案は非公開により審議するものとします。

それでは、第28号議案から第46号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

説明が長くなるでしょうから、着座で説明をお願いします。

○教育調整課長 それでは、着座にて説明を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

第28号議案から第46号議案まで続けて御説明をいたします。

なお、これから御説明する議案につきましては、地方公務員法等の改正に伴う人事関係の規定整備となっております。

初めに、それぞれの議案の関連性について御説明させていただきます。お手元の資料、右上に「例規説明資料」と記載がございますA3横の資料をごらんください。

こちら1に記載のとおり、本日の議案の主な改正内容といたしましては、大きく4点ございます。

1点目は、会計年度任用職員の導入に基づく整理でございます。

これまで非常勤職員につきましては、任用の根拠が明確でなく、多くの非常勤職員が地方公務員法の特別職非常勤職員の規定を根拠として任用されていましたが、このたび地方公務員法等が改正され、新たに会計年度任用職員を設置して、特別職非常勤職員として任用されていた非常勤職員の多くをこの会計年度任用職員に移行することで、従来の特別職非常勤職員については学校医などの専門的な知識や経験を有する者に限定するなど、任用が厳格化されることとなったものです。

こうしたことから、会計年度任用職員の給与や勤務時間等について定める規定を新設するほか、現行の規定にも会計年度任用職員の取り扱いに関する定めを追加するなど、文言整理を行うものです。

続きまして、改正内容の2点目は、アルバイト型の臨時的任用職員の廃止に伴う整理です。

これまでは地方公務員法を根拠とした職員の臨時的任用につきましてはアルバイト型の職員がほとんどでしたが、法改正によりまして、こうしたアルバイト型の任用はできなくなり、臨時的任用職員は原則として非常勤職員の代替に限定されることとなったため、その点について文言等の整理を行うものでございます。

改正内容の3点目は、成年被後見人等の欠格条項の見直しによる整理です。

このたび成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法が改正されたことで、職員が成年被後見人または被保佐人となった場合に欠格となる旨の規定が削除され、新たに個別的な能力の審査により任用等を



行う必要がある旨の改正が行われました。このため、現行の規定中、成年被後見人等が欠格条項として定められている規定を削除するほか、任用条項の整理を行うものでございます。

改正内容の4点目としましては、新宿区において早出遅出勤務制度を導入することから、利用できる者の範囲や利用方法等についての規定整備を行うものです。

続いて、会計年度任用職員へ移行することによる変更点について御説明いたします。

資料の裏面をごらんください。3番の会計年度任用職員へ移行することによる変更点でございます。

まず給与面ですが、週の勤務時間が15時間30分以上で週3日以上勤務する会計年度任用職員については、新たに期末手当が支給されることとなります。

任用面におきましては、1カ月間の条件付き採用期間を設けるほか、所属長による人事評価が行われます。

また、服務面におきましても、分限や懲戒に関する規定が適用されるほか、子を養育するための部分休業を適用するなど、従来の非常勤と比較すると、職員として適用される規定が強化されることとなります。

続きまして、4番、早出遅出勤務制度について御説明いたします。

本制度の対象となる職員につきましては、条例の適用を受ける幼稚園教諭及び区の事務職員となります。

利用要件といたしましては、未就学児のいる職員や妊娠中の職員などに限定されるものでございます。

具体的な勤務の例といたしましては、表の中をごらんください。

上段が通常の勤務時間となります。8時30分から17時15分まで。1日の勤務時間は7時間45分となっておりますが、これを先ほどの条件に該当する職員が希望した場合に、始業時間を前後にスライドさせることができるものです。例えば、早出Aの場合ですと、始業時間を午前7時からと、通常の勤務開始時間を前に1時間30分ずらす勤務となっています。また、反対に遅出Aの場合では、午前9時30分からと、後ろに1時間ずらしたものになっているもので、このように1日の総時間は変えずに勤務時間を前後にスライドさせることを可能とする制度となります。

それでは、再び資料の表面をごらんください。

本日の議案内容ですが、先ほど御説明させていただきました4点について改正を行うものでございます。なお、人事関係の規定につきましては、区長部局が所管する条例の中に幼稚

園教育職員について定められているものが複数あり、本日の議案にも意見聴取をさせていただくものが多く含まれております。しかしながら、区長部局が所管する規則につきましては、改正する際に教育委員会に対する意見聴取は必要ないことから、本日議案としては取り扱いされておりましたが、事務局のほうでこのたびの特別区人事委員会から発出された準則に基づいた改正を区長部局のほうで行う予定であることは確認しておりますので、申し添えさせていただきます。

それでは、続けて資料の中2番の例規の関連性及び改正内容について御説明いたします。

今回の改正では、大きく分けて給与面の規定整理と服務・任用面の規定整理がございます。

初めに、給与面の規定についてです。表の左側をごらんください。

こちらの表の中で改正する条例・規則の頭のところに括弧書きで議案番号を載せさせていただいております。また、改正内容の欄のところには丸囲みの数字を記載しておりますが、こちらは先ほどの4つの改正内容のうち、どの改正に関するものなのかをあらわしたものとなっております。

それでは、左上から順に御説明いたします。

まず、第28号議案、新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございますが、こちらは新たに制定するものとなっております。

次の第29号議案、新宿区職員の給与に関する条例及び第37号議案の新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例では、会計年度任用職員の導入に伴う改正と成年被後見人等の欠格条項の見直しに関する改正を行うものです。また、それぞれ規則で詳細が定められていることから、第39号議案から第41号議案で規則改正を行ってまいります。

次に、第30号議案の新宿区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び第31号議案、新宿区職員の退職手当に関する条例におきましても、会計年度任用職員の導入に伴う規定の整備を行うものでございます。

続きまして、表の右側をごらんください。服務・任用面の規定整備となります。

初めに、勤務時間に関する規定ですが、第32号議案、新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び第38号議案、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例では、会計年度任用職員の導入に伴う整理を行うほか、新たに早出遅出勤務制度に関する規定を設けるものでございます。

続いて、第33号議案、新宿区職員の育児休業等に関する条例につきましても、会計年度任用職員の導入に伴う整理を行います。

次に服務面の規定ですが、こちらは第34号議案から第36号議案まで全て会計年度任用職員の導入に伴う整理を行うものでございます。

最後に任用面の規定ですが、第43号議案の新宿区会計年度任用講師の任用等に関する規則におきましては、会計年度任用職員のうち教育公務員に分類される職員の任用に関する基本的な事項を新規に制定するものでございます。

次の第44号議案から第46号議案までは、現行の非常勤職員の職の設置に関する規則となっておりますが、それぞれ成年被後見人等の欠格条項の見直しに伴い、規定を整備するものでございます。

以上が本日の人事関係の規定についての概要と関係性の説明となります。

続きまして、個々の議案説明に移らせていただきます。なお、本日の議案につきましては本数が相当数ございます。また、条文の整備につきましては、原則として特別区人事委員会から発出された準則に基づき整備をさせていただいておりますので、新旧対照表による個別の条文説明については割愛させていただき、議案概要を中心にそれぞれの改正内容についての説明とさせていただきます。また、提案理由につきましても、同種のものにつきましてはまとめて御説明させていただきますので、御了承ください。

それでは、お手元の議案概要をごらんください。

初めに、区条例の改正に伴う意見聴取に関する議案について御説明いたします。

まず、第28号議案 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）に関する意見についてです。

こちらは、地方公務員法等の改正に伴い新たに会計年度任用職員が創設されることから、その給与及び費用弁償について定めるものでございます。制定内容といたしましては、フルタイム会計年度任用職員、フルタイム講師及びパートタイム会計年度任用職員に支給する給与及び費用弁償について必要な事項を定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則に委任する旨を定めるものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日です。

続きまして、第29号議案 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

改正内容といたしましては、3点ございます。まず1点目は、新宿区職員の給与に関する条例の適用対象職員から会計年度任用職員を除外するものです。2点目は、育児休業に伴う臨時的任用職員の給与の取り扱いについて定めるほか、臨時的任用職員は昇給の対象外とす

る規定を新設するものです。3点目ですが、成年被後見人等の欠格条項を定めた地方公務員法の改正により引用条項の整理を行うものです。

施行期日ですが、成年被後見人等に関する規定のみ令和元年12月14日から施行し、その他の改正規定については令和2年4月1日から施行するものです。また、欠格条項に関しましては、附則の第2項に経過措置を定めるものです。

続きまして、第30号議案 新宿区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

改正内容といたしましては、本条例の適用対象から会計年度任用職員を除外するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日です。

続いて、第31号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

改正内容といたしましては、フルタイム会計年度任用職員には退職手当が支給されることとなるため、フルタイム会計年度任用職員が引き続き職員となった場合の在職期間の計算について職員の規定を準用する旨、規定を新設するほか、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日ですが、令和2年4月1日からとし、今回あわせて改正する成年被後見人等の欠格条項に関する第16条第1項第2号の規定につきましては、令和元年12月14日から施行するものです。また、退職手当に関しましては、附則の第2項に経過措置を定めるものです。

次に、第32号議案 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

改正内容といたしましては、4点ございます。まず1点目は、会計年度任用職員を含む非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等について、別に定める規定を新設いたします。2点目は、臨時的任用職員はリフレッシュ休暇の対象外とする規定を新設します。3点目は、早出遅出勤務制度に関する規定を新設し、利用することができる職員を、小学校就学の始期に達するまでの子を持つ職員及び小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のいる職員とします。4点目は、早出遅出勤務制度は、妊娠中の女子職員、要介護者を介護する職員及び障害者である職員にも準用する規定を設けるものです。

施行期日ですが、早出遅出勤務に関する第9条の6の規定は令和2年10月1日から施行し、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関する第1条、第13条第5項、第15条及び第18条の

規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものとします。

次に、第33号議案 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

改正内容といたしましては、会計年度任用職員が部分休業の対象となることに伴い、部分休業することができない職員の対象を改めるほか、会計年度任用職員が部分休業を取得した場合の給与または報酬の減額方法についても定めるものです。

施行期日は、令和2年4月1日です。

続きまして、第34号議案 新宿区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

改正内容といたしましては、会計年度任用職員が分限の対象となることから、休職の期間を任命権者が定める任期の範囲内とする項を新設するものです。

施行期日は、令和2年4月1日です。

第35号議案 新宿区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

改正内容といたしましては、会計年度任用職員が懲戒の対象となることから、会計年度任用職員のうちパートタイム会計年度任用職員の減給の効果について、規定の整備を行うものです。

施行期日は、令和2年4月1日です。

次に、第36号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

こちらの改正といたしましては、職員団体のための職員の行為の制限の特例を定めた規定のうち、新たに非常勤職員の勤務時間規則における休日に該当する場合を追加するほか、非常勤職員には、刑事事件に関し起訴された場合は適用しない旨の規則を新設するものです。

施行期日は、令和2年4月1日です。

以上、第28号議案から第36議案までは、区条例の改正に伴う意見聴取に関する議案となっております。

これらの提案理由ですが、教育委員会の事務部局の職員に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第37号議案から第46号議案までが、教育委員会所管の条例及び規則の改正等

となりますので、順に御説明させていただきます。

初めに、第37号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

改正内容といたしましては、臨時的任用職員を昇給の対象外とする規定を新設するほか、成年被後見人等の欠格条項に関する引用条項の整理を行うものです。なお、さきに御説明いたしました第29号議案、新宿区職員の給与に関する条例と基本的に同様の改正内容となっております。

施行期日ですが、令和2年4月1日からとし、成年被後見人等に関する規定については令和元年12月14日から施行するものです。

続きまして、第38号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてです。

改正内容といたしましては、臨時的任用職員はリフレッシュ休暇の対象外とするほか、早出遅出勤務制度に関する規定を新設するものです。なお、本議案につきましては、さきに説明いたしました第32号議案と同様の改正を行うもので、施行期日につきましても同様となります。

次に、第39号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

本議案には特記事項を付しており、先ほどの第37号議案による条例改正が区議会で原案どおり可決されるほか、特別区人事委員会の承認を得た場合に改正するといったものになります。

本議案の改正内容といたしましては、臨時的任用職員が病気休暇を承認され、勤務しないときは、常勤職員と同様に給与の減額をしないこととなることから、臨時的任用職員の給与の減額規定を削除するものです。

施行期日は、令和2年4月1日です。

第40号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則についてです。

改正内容といたしましては、成年被後見人等の欠格条項の削除に伴い、引用条項を整理するものです。

施行期日は、令和元年12月14日です。

次に、第41号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてです。

こちらは、先ほどの第40号議案と同様の改正となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、第42号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則についてです。

本議案につきましても特記事項を付しており、第30号議案が区議会で原案どおり可決されるほか、特別区人事委員会の承認を得た場合に改正するといったものになります。

改正内容といたしましては、地方公務員法等の改正に伴い、現行の非常勤職員の報酬の額を規定する別表から、引き続き非常勤職員として存置される職を除いて削除するものです。

施行期日は、令和2年4月1日です。

次に、第43号議案 新宿区会計年度任用講師の任用等に関する規則についてです。

こちらは、会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項を定めるため規定を新設するものです。

改正内容といたしましては、会計年度任用職員であって、教育公務員特例法第2条第2項に定めるいわゆる教育公務員に該当する講師の任用等について必要な事項を定めたものです。また、任用に関し必要な事項は任命権者が別に定める旨を規定します。

施行期日は、令和2年4月1日です。

第44号議案 新宿区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則についてです。

改正内容といたしましては、成年被後見人等の欠格条項の削除に伴い、本規則においても同様の改正を行うほか、新たに心身の故障により職務の遂行が難しい場合には免職することができる規定を新設するものです。

施行期日は、令和元年12月14日です。

続いて、第45号議案 新宿区教育研究調査員設置等に関する規則の一部を改正する規則についてです。

本議案につきましても、先ほどの第44号議案と同様に、成年被後見人等の欠格条項の削除に伴い規定を整備するものです。

施行期日は、令和元年12月14日です。

第46号議案 新宿区スクール・コーディネーターの設置等に関する規則の一部を改正する規則についてです。

本議案につきましても、第44号議案と同様に、成年被後見人等の欠格条項の削除に伴い規

定を整備するものとなっております。

施行期日は、令和元年12月14日です。

最後に、改正理由についてですが、まず第37号議案及び第38号議案につきましては、地方公務員法等の改正に伴い所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

次に、第39号議案及び第42号議案の規則改正につきましては、地方公務員法等の改正に伴い所要の改正を行う必要があるためでございます。

第43号議案につきましては、会計年度任用講師の任用等に関し必要な事項を定めるためです。

残りの第40号議案、第41号議案、第44号議案、第45号議案、第46号議案は、いずれも成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の整備を行うためでございます。

大変長くなりましたが、以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。説明が終わりました。

まずは、個々の議案の前に、別紙で説明した例規説明資料について、御質問等があればお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

○**羽原委員** 大まかにでもわかれば説明していただきたいのですが、会計年度任用職員というのは全職員の中で、比率的にはどのぐらいの割合になりますか。

それと、非常勤職員として残るといいでしょうか、新たな非常勤職員の人数がどのぐらいになるのか。

○**教育長** 区全体のこととなると、教育委員会事務局の中ではすぐにはわからないかとは思いますが、どうですか。

○**教育調整課長** 全体像はなかなかすぐには出てきませんので、後ほど、全体的な割合をお示しできればと思います。

○**羽原委員** つまり、予算的には大きいかわかりませんが、改革としては、地方自治法の改正に伴う措置としては相当大きいものでしょう。近年にないぐらいの規模のことなので、概況がわかればということです。

○**教育調整課長** 今年度の予算書の中に給与費等の明細書という資料がございますが、その中で、特別職の非常勤職員としての取り扱いをされているものは、3,465人となっております。



これは区全体となります。

○羽原委員 これは非常勤職員ですね。

○教育調整課長 そうです。非常勤職員としてくられるものです。

○羽原委員 いわゆる特別職は別ですね。

○教育調整課長 別でございます。ただ、職員数はまた別個にあるわけですし、今申し上げました非常勤職員は区全体ですと3,000人強の方がいらっしゃる。非常勤職員としてくられる人全部が入ってきますので、審議会委員などで非常勤として入っている方もここに含まれているということです。通常それぞれの職場で非常勤職員として働いている方だけということではありません。

○教育長 会計年度任用職員は各職場に配属されている人たちで、審議会委員で公務員法の適用があつて特別職ですという人は入っていませんので、非常に多いと思います。

○羽原委員 組合のほうでは問題にしているような点はあるのですか。

○教育調整課長 会計年度任用職員の導入に関しましては、人事課で組合との交渉を行っておりまして、もう既に妥結をしたと伺っております。

○羽原委員 クリアできているということですね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

少しわかりにくいと思うので、1の主な改正内容の②「臨時的任用職員（アルバイト型）の廃止に伴う整理」で、「常勤代替職員に限定される」というこの「常勤代替職員」というのはどういうものか、説明していただけますか。

○教育調整課長 産休、育休等で職員がお休みになった場合に配置される職員として、その者については産休・育休代替という形になるのですが、その者たちは引き続き臨時的任用職員としての取り扱いになるというのが主なものでございます。

○教育長 おわかりいただけましたでしょうか。アルバイトというのは、何か忙しいときに、短期間来てくださいということで、職員は10人なら10人いて、プラスとしてそこに来るものです。今度認められますのは、そうではなくて、10人のうち1人が産休に入ったとして、その代わりに入るものですので、6カ月とか8カ月とか、そういった期間入るという人ということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、この例規説明資料についてはよろしいでしょうか。

では、第28号議案について、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 よろしいでしょうか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第28号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第28号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第29号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

ここで私から質問ですが、成年被後見人が配慮されたということは、私は成年被後見人になりましたということを通知しなくてもいいということですね。

○教育調整課長 条項から削除されていますので、特に御本人が申告、通知しなくても結構です。

○教育長 そういうことですね。

よろしいでしょうか。

では、第29号議案について御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第29号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第30号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第30号議案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、第31号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第31号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第32号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

説明していただきたいのですが、リフレッシュ休暇とはどのようなものでしょうか。

○教育調整課長 リフレッシュ休暇につきましては、対象の職員が決まっております、満43歳及び満53歳に達した職員ということで、簡単に言いますと、勤続期間20年、30年を経ったときに与えられる休暇ということです。したがって、それは適用にはならないということを今回規定するものでございます。

○羽原委員 実際に何日ぐらい付与されるのですか。

○教育調整課長 満43歳に達した者については、引き続き2日間です。満53歳に達した者については3日間ということでリフレッシュ休暇が付与されます。

○教育長 ほかに御意見、御質問はありますか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、第32号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第32号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第33号議案について、御意見、御質問があれば、よろしく願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、質疑を終了いたします。第33号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第33号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第34号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、第34号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第34号議案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、第35号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第35号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第35号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第36号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、質疑を終了いたします。

第36号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第36号議案は原案のとおり決定しました。

次に、第37号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、第37号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第37号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第38号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第38号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

第38号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第39号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問、よろしいでしょうか。

私から質問があるのですが、よろしいでしょうか。

臨時的任用職員が常勤代替で入り、その方が病欠になってしまったとします。その場合、病欠になった代替職員の代替は雇用することができるのでしょうか。

○教育調整課長 雇用自体は可能だというふうに認識しております。ただ、実際に雇用するかどうかということにつきましては、あくまでも常勤職員が休みに入って、そのかわりとして雇った者がまた病休等で休まれるということになりますと、堂々巡りになってしまいますので、できる限り代替で雇用する方については、そういったことがないような方を雇用してい

くという対応になっていくとは思いますが、制度的には可能であると認識しております。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、討論、質疑を終了いたします。

第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第39号議案は原案のとおり決定いたします。

次に、第40号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了します。

第40号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第40号議案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、第41号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第41号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第41号議案を原案のとおり決定いたしました。

次に、第42号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○羽原委員 2ページ目、新旧対照表の現行の教育委員会審理員とか、調査員とか、教育研究調査員といった方々は、どこでどうされているのでしょうか。

○教育調整課長 教育委員会の審理員という項目がございますが、この審理員は今現在、常態としているわけではなくて、必要に応じて設置するというような形をとっておりますので、その条項だけは残しておくということになります。

○羽原委員 任命例はあるんですか。

○教育調整課長 少なくとも私の記憶の中では、過去に任命したことはなかったと思います。

○教育支援課長 ただ今、御質問いただきました教育研究調査員につきましては、教育センターの中にあります教育相談室ですとか国際理解室、また研修・研究・教育開発室などの部署

がございまして、そこで勤務する臨床心理士や教員免許取得者が教育研究調査員という位置付けになっております。

○羽原委員 何人ぐらいいるんですか。

○教育支援課長 現在、17人です。

○羽原委員 教育指導調査員というのは何でしょうか。

○教育指導課長 教育指導調査員につきましては、教育指導課指導係に配置しておりまして、学校からのさまざまな調査物の集約をしたり、指導主事とともに学校のデータを集約したり、資料をまとめたりということに携わっている者でございます。

○羽原委員 何人ぐらいですか。

○教育指導課長 2名です。

○教育長 前職はどんな人ですか。

○教育指導課長 前職は、区内の管理職経験者、具体的には、副校長の経験者を2名配置してございます。

○羽原委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかに御質問等はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、討論及び質疑を終了いたします。

第42号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第42号議案を原案のとおり決定いたしました。

次に、第43号議案について、御質問、御意見等あればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御質問等なければ、討論、質疑を終了いたします。

第43号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第43号議案を原案のとおり決定いたしました。

次に、第44号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 地方公務員法で、被後見人の欠格条項を外した、その趣旨はどこにあるのでしょうか。古笛委員から、教えていただけますか。

○古笛委員 今、成年後見法の利用促進ということなども問題とされていまして、これはいろいろなところで、入り口で排除される、あるいは形式的な審査で排除されるということができるだけでなくして、実質的な判断をしましょうということで、少なくともチャンスをそこで与えられているという形になっています。被後見人になったということ一事をもって、全て不利益な取り扱いはなされないように、という方向性の一環となります。

○教育長 ということは、被後見人になったとしても、公務員としての受験資格が今まではなかったけれども、これからはあると。そこで落ちるか落ちないか、つまり能力認定は別のところで判断をするのであって、被後見人だからといった一律的な判断はしないということですね。

○古笛委員 ええ。

○教育長 そうすると、公務員になったときは被後見人ではなかったけれども、その後、被後見人になってしまったときの能力認証は受けなくてもいいのでしょうか。

○古笛委員 そのときには、被後見人になったからということではなくて、その原因となった事情に基づいての判断になります。

○教育長 しかし、告知しなくていいということですから、わかりませんよね。自分が被後見人になって、ある部分の能力が欠如していると。後見人をつけないと社会一般の生活ができないですよ。つまり、本人に不利益にならないように被後見人がついているわけですよね。そのことを告知しなくていいということになると、能力認証はないですよね。新たな認証がない。それで大丈夫なんですか。

○古笛委員 法的には、財産管理と身上監護について、成年後見の場合だと後見人によってそこで支援が得られるという形で、保佐とか補助であれば、一般的に保佐人とか補助人による支援というのは一部限定されたところなんですけれども、理屈の上では、被後見人になって身上監護及び財産管理の支援が必要となったとしても、就労に支障がないということであれば、それは被後見人になったという一事をもって、それを理由として、形式的に就労制限がなされるというのは認められないと。実質的に就労が困難となるような事情があれば、また別の判断という形にはなると思います。

○教育調整課長 ただ今、古笛委員から、成年被後見人等の法律に関する改正の御説明をいただいたわけですが、実際に職員になった方がその後に被後見人等になった場合、一般に被後見人というのは常に判断能力を欠いている方というような言い方もされるわけですが、仮にそういった状況になると、実際に職務を行う上でさまざまな障害が出てくるかと思えます。

職員には、日々の職務の取組状況など、上司を通じて評価をする人事考課などもございますので、そういった中で、また年2回の管理職による面談等も行っておりますので、本人の状況につきましては、特に申告する必要はないとしても、そういった面談等からわかることもございますので、そうした中で、他の職員と同様に、実際に職務を遂行するのに必要な能力や、身体の故障等はないのか、こういったことを判断させていただくということになるかと思っております。その上で、その者に対する対応・処遇というものは別途判断していくことになるかと思っております。

○教育長 ありがとうございます。わからなくはないのですが、難しそうだと思ひまして。

○古笛委員 今まで、公務員なり、何か仕事を始めるというときに、後見登記がないという証明を出さなければならないということだったんですけれども、今後はそれを出さなくてよくなるという意味では、成年後見を利用していない人にとっても逆にメリットがあるとは思ひます。

○教育長 ありがとうございます。

○羽原委員 第44号議案の新旧対照表で、新たに改正を設ける6条の3、「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」というのを新設するということは、何か具体的問題が生じたことで新設するということですか。

○古笛委員 おそらく、これは形式的に被後見人や被保佐人ではだめですよというところから、実質的にお仕事ができない場合にはだめですよということで、形式判断から実質判断に変わったというあらわれだと思ひます。

○教育調整課長 こちらの文言につきましては、人事委員会のほうで一律でこのような準則が出されておひまして、それを引用した内容となっております。

○羽原委員 わかりました。

○教育長 第44号議案について御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第44号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第44号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第45号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 なければ、討論、質疑を終了いたします。

第45号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。



[異議なしの発言]

○教育長 第45号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第46号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第46号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第46号議案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に第47号議案及び第48号議案について、教育調整課長から御説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第47号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について、御説明いたします。

本件につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、入園料及び保育料に関する規定について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行により、区立幼稚園の保育料が無償となるため、別表に規定する入園料及び保育料を無償とするほか、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表をごらんください。初めに、入園料及び保育料に関する規定について御説明いたします。

新旧対照表の1ページ中ほど第7条をごらんください。

第7条は入園料及び保育料に関する規定となっており、新旧対照表の4ページにございます別表第2のとおり、階層ごとに料金を定めているものです。本件は、このたびの法改正に伴いまして、入園料及び保育料について、改正後の第7条第1項のとおり、無料とする旨の規定をするものです。

また、入園料及び保育料の無償化に伴い関係規定を整理いたしますので、順に御説明させていただきます。

まず第6条は、入園の不承認及び承認の取り消しに関する規定となり、第2項に定める各号の要件に該当する場合は入園を不承認または取り消しすることができるものとなっておりますが、今回の無償化に伴い、第3号で定めていた入園料及び保育料を納めないときの規定を削除し、第4号及び第5号をそれぞれ1号ずつ繰り上げるものです。

次に、第7条では、第1項で先ほど御説明したとおり、別表に定める入園料及び保育料を無料とするとともに、第2項及び第3項で定めていた入園料及び保育料の算定に当たり、多子負担軽減に関する規定を、入園料及び保育料が無料となることから削除するものです。

次に、新旧対照表の2ページをごらんください。

第8条、第9条及び第10条は、入園料及び保育料の納付義務、減免、還付を定めておりますが、これらについても入園料及び保育料が無償となるため、規定を全て削除するものです。

次に、第11条についてですが、こちらは第8条から第10条を削除したことに伴い、第11条を第8条へ繰り上げるものです。

最後に別表についてですが、入園料及び保育料を定めた別表第2を削除したことに伴い、「別表第1」を単に「別表」とする文言整理を行うものです。

次に、新旧対照表3ページの附則をごらんください。

施行期日は令和元年10月1日とし、第2項で経過措置として、この条例の施行の前に入園した園児の入園料及び保育料の徴収については、なお従前の例によるものとするものです。

それでは、第47号議案の提案理由です。

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、入園料及び保育料に関する規定について所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、第48号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

本件につきましては、第47号議案と同様に、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、入園料及び保育料に関する規定について所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行により区立幼稚園の保育料が無償となるため、第11条の2から第17条に規定する入園料及び保育料の算定方法や決定通知等に関する規定を削除するほか、所要の改正を行うものです。

また、本議案には特記事項を付しており、第47号議案による条例改正が区議会で原案のとおり可決された場合に改正する、といったものです。

それでは、新旧対照表をごらんください。

まず、第11条の2についてです。こちらは、先ほどの幼稚園条例第7条第2項で特定年長者の要件を規則で定めることとしておりましたが、条例第7条第2項の規定を削除するため、本条についてもあわせて削除するものでございます。

次に、第12条についてです。こちらは、入園料及び保育料の階層区分の認定方法に関する

規定となっておりますが、入園料及び保育料が無料となるため規定を削除するものです。

次に、第13条についてです。こちらは、入園料及び保育料の算定に当たって、子どもの要件を確認する書類の取り扱いを定めた規定となっておりますが、こちらも無償化にあわせて削除するものでございます。

次に、第13条の2についてです。入園料及び保育料は区市町村民税の額により定められておりますが、この規定は区市町村民税の算定に当たり計算の特例を定めたもので、こちらも無償化により計算の特例の定めが不要となったため削除するものです。

次に、第14条についてです。こちらは、保育料の額を決定または変更したとき、決定通知書により保護者へ通知することとなっておりますが、無償化に伴い決定通知書は不要となる旨国から方針が示されたことから、そのとおり取り扱いを定めた本規則を削除するものです。また、第7号様式として定められていた決定通知書もあわせて削除いたします。

次に、第15条についてですが、こちらは、入園料及び保育料の納付期限について定めておりましたが、こちらも無償化に伴い削除するものです。

次に、第16条についてです。こちらは、第1号から第5号まで入園料及び保育料の減免の要件を定めておりましたが、無償化に伴い減免の必要性がなくなることから削除するものです。なお、減免申請書が第8号様式として、減免承認通知書が第9号様式で定められておりましたが、こちらの様式も同様に削除いたします。

次に、第17条についてです。こちらは、入園料及び保育料の還付に関する規定でございますが、こちらも還付の必要性がなくなることから削除いたします。

最後に、第18条についてです。第11条の2から第17条までを削除したため、第18条を第12条に繰り上げをいたすものでございます。

附則ですが、施行期日は令和元年10月1日からとするものです。

それでは、議案にお戻りいただきまして、第48号議案の提案理由でございますが、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、入園料及び保育料に関する規定について所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、まず第47号議案について、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

○羽原委員 幼稚園や保育園の保育の無償化に伴って、行政上の問題よりも受け手のいろいろな問題、つまり無償化の保護者たちの問題として、課題であるとか、あるいは実体的に検討

が必要とされるようなこととか、うれしい、ありがたいというだけなのか、それ以外に何か比較の問題としての対応とか、現場で何か問題があったら、それを一度総体的に委員協議会でもいいので説明していただきたい。この教育委員会の場ではこれはいいけれども、こういう条文の問題ではなくて、無償化に伴う保護者たちの受けとめ方とか、対応とか、あるいは問題、格差といったものがどこに出て、そして新しい問題が発生するのかもしれないのかとか、そういう点を一度総ざらひ的に御説明いただければと思います。

○**学校運営課長** 羽原委員からお話いただきました、幼児教育・保育の無償化に伴う、保護者または各関係者に与える全体的な影響につきましては、我々といたしましても10月1日の施行後、きちんと把握をしていかなければならないところだと考えておりますので、そういった内容につきましても、子ども家庭部と連携して、実際にこの制度が始まった段階、または始まってしばらくした段階で状況を把握し、御報告させていただきたいと考えております。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**羽原委員** 基本的に、大まかに見れば良い制度ですよ。ただ、その中にいろいろと小さい問題が出てくる可能性があるのもので、そのあたりを一応知っておきたいという意味です。

幼児教育・保育の問題だから、行政的に幼稚園だけを対象するのではなくて、もうちょっと広い意味での福祉の部分も含めた対応の仕方を考えておかななくてはならない。つまり、仮に保育園や子ども園のほうが幼稚園よりも経済力が劣っているとすれば、そこにはまた別の問題が出てくると思うので、委員協議会の場で、一度、わかったことの総ざらひを聞かせていただきたいという趣旨です。

○**教育長** では、よろしくお願ひします。

ほかに御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** なければ、第47号議案についてお諮りいたします。

第47号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第47号議案は原案のとおり決定しました。

次に、第48号議案について、御意見、御質問があれば、お願ひいたします。

第48号議案の第10条第2項の第1号、第2号の関係で、「悪影響を及ぼすおそれがあるとき」というのを直して、「他の園児との集団での保育の実施が困難であるとき」、第2号では「その他の理由により保育の実施が困難であるとき」としてありますけれども、第1号は

「集団での」となっている。第2号では「保育の実施」となっていますが、この違いは何なのでしょう。

○**学校運営課長** まず、この規定の改正の理由ですが、現行の規則の表現について不適切な部分がございますので、こちらを改正をさせていただきたいと考えております。

また、集団での保育、こちらは特にその他の理由とは別に書かせていただいている理由がございますけれども、園児募集の際に、幼稚園で就園を許可させていただく条件としまして、集団保育が可能であること、そこを条件とさせていただいておりますので、こちらを特に規定の中で出しているものでございます。

○**教育長** わかりました。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了させていただきます。

第48号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第48号議案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、傍聴人の方は、恐れ入りますがご退室をお願いします。

[傍聴人退席]

午後 5時25分再開

○**教育長** 以上で、本日の議題を終了いたします。

---

○**教育長** 次に、本日の日程で予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

○**教育調整課長** 特にございません。

---

## ◎ 閉 会

○**教育長** それでは、本日の会議は閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

午後 5時26分閉会